主

被告人を死刑に処する。 押収してある玄能一本(平成一一年押第二〇四四号の1)及び包丁一丁(同押号の 2)を没収する。

理 由

【裁判所が認定した事実】

(犯行に至る経緯)

に処せられた。その後、被告人は愛知県内で就職した。 被告人は、このように思いもかけず不本意な仕事に従事せざるを得なくなり、また、職場ではもめ事を起こさないように我慢をするなど努力しているにもかかわず、その努力が正当に評価されず、給与面の待遇も変わらないことから、努力です、その努力が正当に評価されず、給与面の待遇も変わらないことから、努力で生きるための努力をしないと反発を感じ、このような人がいるから自分が正当なで働いていた。被告人は、前記のような不満を抱いていたことから、平成九年東京で働いていた。被告人は、前記のような不満を抱いていたことから、平成九年夏ころ、生きるための努力をしない人が多くおり、また、努力していても、平原ころ、生きるための努力をしない人が多くおり、また、努力していても、平原ころ、生きるための努力をしない人が多くおり、また、第九していても、中夏工程、大阪のような人がいることを外務省や国際連合に伝えたいと考えて、外務省の大阪のような人がいることを外務省で国際連合に伝えたいと考えて、外務省を国際連合に伝えたいと考えて、外務省を国際連合に表表して、一見工程、大阪のような人がいることを外務省で国際連合に伝えたいと考えて、外務省を国際連合に伝えたいと考えて、外務省が収益がよりにある。

一方、被告人は、テレビや本等を通じて、アメリカは、前記のように反発を感じていた日本とは異なるというイメージを作り上げてあこがれ、アメリカで新しい生活を始めようと思い立ち、平成一〇年六月二四日、単身渡米したが、所持金を使い果たして日本領事館に保護され、教会関係者の世話を受けて生活した後、ビザの期限切れのため、同年九月二三日帰国した。帰国後、被告人は、愛知県内で工場の作業等に従事し、その後、平成一一年四月から東京都足立区内のC新聞a販売店で新聞配達員として働き始めたが、格別不満に思う具体的なことはなかったものの、やはり日本はアメリカとは違い、自分のように努力をしている者が評価されないという不満を抱き続けていた。

被告人は、同年九月一日の朝刊の配達に遅刻したことから、店長の勧めに従って携帯電話を購入し、電話番号を店長に知らせたが、携帯電話を購入したことを知った同僚の一人から電話番号を教えるよう執拗に求められたため、同人が努力をしない人と思っていたことから教えたくなかったものの、やむなく電話番号を教えた。そして、同月三日夜、被告人が、同区内の従業員寮の自室で携帯電話の操作を覚えるため、取扱説明書を読むなどしていたところ、携帯電話に無言電話がかかってきた。被告人は、以前から欲しかった携帯電話を手に入れ嬉しく思っていたのに、許を引きを教えた同僚からの無言電話であり、努力をしない者に自分の気持ちを踏みにじられたと思って衝動的な怒りを覚えると同時に、これを引き金として、これをいていた自分を正当に評価しない社会に対する不満や享楽的と感じていた人々

に対する反発心を募らせ、このままでは自分のような努力をしてきた者がその努力 に応じた評価をされないままであると思い、日本の社会の努力をしない人間に対す る無差別殺人を行って世間を驚かせ、自分を認めさせようと考えるに至った。そこ で、被告人は、自室にあったレポート用紙に、「わし以外のまともな人がボケナス のアホ殺しとるけえのお、わしボケナスのアホ全部殺すけえのお。」などと書いて これを自室の扉に張り付け、翌四日午前三時ころ、デイパックを持って従業員寮を 出た。

一被告人は、休日等に、時折b地へ出かけることがあり、通称c通りは、日中大勢人がいると分かっていたことから、無差別殺人を実行する場所として都合がよいと 考えてb地へ向かい、同日午後、同都豊島区内所在の株式会社Dのb店において、 殺人に使用する凶器として包丁一丁及び玄能一本を購入した。他方で、被告人は、実際に無差別殺人を実行すれば、実兄ら親族に迷惑をかけることになると逡巡し、 また、それまで感じていた仕事の疲労感がとれてから実行しようなどと考えて、同 所付近で無為に時間を過ごし、同日夕刻、同都港区内のカプセルホテルに宿泊した。その後、被告人は、同月五日から七日にかけて、毎日、右包丁、玄能等をデイパックに入れてc通りへ向かったものの、なお実兄らに迷惑がかかるとためらい、また、仕事の疲れも残っていたことから、映画を見たりゲームセンターに入って時間をつぶすなどして犯行に及ぶことなく、夜は右カプセルホテルに宿泊していたが、社会や世間の人々に対する鬱積した不満や反発心は依然として解消されること はなかった。

同月八日朝、被告人は、実兄らへの思いを断ち切り、かねて考えていたとおり無差別殺人を実行することとし、同日午前一○時過ぎころ、右カプセルホテルを出発し、b地へ向かった。被告人は、地下鉄E線b駅に到着後、犯行に必要な右包丁、 玄能等の入ったデイパックを背負って徒歩でc通りに向かい、その途中で朝食をと ったり、Fビルへ立ち寄るなどした後、D社b店正面入口前歩道へ行った。被告人は、同所で通行人を無差別に殺害しようと決心し、デイパックを背中から降ろして路上に置き、右包丁と玄能を取り出すとこれを両手に持ち、「むかついた。ぶっ殺 す。」などと言いながら、目に止まった若い男女の二人連れを追いかけたが、二人 が被告人の挙動に気付いて逃げ去ったため、別の人を探すことにした。

(犯罪事実)

被告人は、

平成一一年九月八日午前一一時三五分ころ、東京都豊島区内の歩道におい て、同所を通行する歩行者を無差別に殺害しようと企て、

同所を歩行中のG女(当時六六歳)を認めるや、同女に対し、殺意をもっ て、所携の刃体の長さ約一四・四センチメートルの包丁(平成一一年押第二〇四四 号の2)で、同女の左側胸部を一回突き刺し、よって、そのころ、同所において、同女を心臓刺創からの出血により失血死させて殺害した。

続いて、右G女と共に歩行中の同女の夫H(当時七一歳)に対し、殺意をも 所携の重さ約二七〇グラムの玄能(同押号の1)で同人の頭頂部を二回殴打 し、頭をかばった同人の右前腕部を前記包丁で数回切り付けたが、同人に全治約三 か月を要する頭部挫創、右前腕切創、右前腕伸筋腱断裂等の傷害を負わせたにとど まり、殺害の目的を遂げなかった。

三 さらに、同所を歩行中の I 女 (当時二九歳) に対し、殺意をもって、前記包丁で、同女の左腰部を一回突き刺し、よって、同日午後四時二〇分ころ、同都新宿区内の病院において、同女を肝臓、腎臓等損傷による出血性ショックにより死亡さ

せて殺害した。

第二 第一冒頭記載の日時、場所において、業務その他正当な理由による場合でな いのに、前記包丁一丁を携帯した。

第三 前同日午前一一時四○分ころ、

同都豊島区内の歩道において、同所を歩行中の J (当時一六歳)に対し、前 記包丁で、同人の背中を切り付け、よって、同人に全治約二週間を要する背部切創 の傷害を負わせた。

二 同所を歩行中のK(当時一五歳)に対し、前記包丁で、同人の背中を切り付 け、よって、同人に加療約二週間を要する右側背部切創の傷害を負わせた。

三 同所を歩行中のL(当時一五歳)に対し、前記包丁で、同人の背中を切り付

け、よって、同人に加療約一○日間を要する背部切創の傷害を負わせた。

四 同区内の歩道において、同所を歩行中のM(当時四五歳)に対し、 で、同人の背中を切り付け、よって、同人に全治約二週間を要する背部切創の傷害 を負わせた。

五 同区内の歩道において、同所を歩行中のN女(当時五二歳)に対し、前記包丁で、同女の背中を切り付けるなどし、よって、同女に加療約一〇日間を要する背部切創等の傷害を負わせた。

六 同区内の歩道において、同所を歩行中のO女(当時四六歳)に対し、前記包丁で、同女の背中を切り付ける暴行を加えた。

七 同所を歩行中のP(当時二八歳)に対し、前記包丁で、同人の背中を切り付ける暴行を加えた。

【証拠の標目】(省略) 【法令の適用】(省略)

【弁護人の主張に対する判断】

一 弁護人は、証人Qの公判廷における供述を前提として、本件各犯行当時、被告人は精神分裂病に罹患しており、これに起因する誇大妄想に支配、影響された動機に基づいて各犯行に及んだのであるから、心神喪失又は心神耗弱の状態にあった旨主張するので、以下、当裁判所の判断を示す。

二 被告人の犯行時の精神状態については、鑑定人Rの精神鑑定書及び同人の証言 並びに証人Qの証言がある。

並びに証人Qの証言がある。 まず、鑑定人R作成の精神鑑定書及び同人の当公判廷における供述によれ ば、同人は、平成一二年四月七日鑑定を命じられ、同年五月一六日にその日までに 取調べ済みの本件公判記録を入手し、その後これを検討し、同年六月八日から合計六回にわたり助手とともに被告人と面接し、さらに同年七月三日から六日までの 間、被告人を東京都立S病院に入院させて同病院医師及び臨床心理士を補助者とし て各種検査及び診察を行い、本件公判記録、各種検査及び被告人との面接等により 収集した資料に基づき、被告人の家族歴、生活歴、既往歴を確定するとともに現在 症を把握した上、本件犯行前後の被告人の精神状態を把握し、これに現在精神科臨 床の一般に用いられている記述的な診断学で挙げられる精神分裂病の症状、世界保 健機関(WHO)の国際診断分類(ICD--〇)の診断基準、米国精神医学会 (APA) の最新の診断基準DSM-IVの診断基準を参考とし、精神分裂病圏の精 神疾患の罹患の有無を診断する手法を取ったことが認められる。そして、鑑定人は、「被告人は思春期(高校在学中)に、扶養者たる両親が行方不明になり、独立して自活を強いられるという大きな心的・社会的外傷を負った。被告人の知能は正 常域であるが、性格的には内向性、非社会性、感情の冷淡さが著しく、適切な対人 関係を形成する能力に乏しい。これは分裂病質人格障害を有しているといえる。 と診断している。一方、鑑定人は、この分裂病質人格障害に見られる種々の特徴 が、精神分裂病の症状としてもみられ得ることから、被告人が精神分裂病圏の病気 に罹患しているか否かという点から検討してみる必要があるとした上で、被告人の 行動の既往には外務省等への奇妙な手紙の集中的発信や全く無計画な渡米等の了解 に苦しむ行動があって、思考面や感情表出面の障害を疑わせる点があり、精神分裂病の初期症状としての精神面の変化があったとの疑いを完全に払拭することはでき ないが、他方で幻覚、妄想、作為体験などの異常体験は見られず、独立して職業に 従事するなど意欲面の著しい障害もないことから、定型的な精神分裂病圏の病気に 罹患しているとは診断できないとし、また、本件犯行前の数年間に精神分裂病の辺 縁群である疾患(分裂病型障害、単純型分裂病等)に罹患していた可能性について は、否定もできないが、確言もできず、今後の経過観察によるほかはないとしている。そして、鑑定人は、以上の被告人の精神医学的診断を前提として、本件犯行に おける被告人の心理について、鑑定時点では、分裂病質人格障害の被告人が些細な 動機によって触発された衝動性犯行と考えるべきであり、不幸な境遇の原因となっ た世間一般に対して漠然とした憎悪感が形成されたもので、特定の対象を持った妄 根によるものではないが、それ以上動機を解明することはできず、犯行は無差別的で、その動機は正常人の心理から十分に解明することはできないとした上、被告人の責任能力について、人格障害(精神病質)は、それのみで是非弁別能力及び行動制御能力を著しく低下させることはなく、分裂病に罹患している場合であっても、その診断が直ちに責任能力の有無、程度を決するものではなく、犯行の態様を分析して是非弁別・行動制御能力を個々の犯行について判断すべきであるとの観点かれて、本件犯行については、犯行動機に不可解な点があり、犯行の制機となったと思 ら、本件犯行については、犯行動機に不可解な点があり、犯行の契機となったと思 われる無言電話に誘発された従業員寮からの家出や仕事の放棄はかなり衝動的、瞬 間的なものであるとしても、犯行まで数日の余裕があり、この間凶器の購入などか なり計画的に行っており、犯行の結果について考慮する時間は十分にあったと思わ

れ、是非弁別能力が著しく障害されていたとは思われな いとして、犯行時の被告人の精神状態は、責任能力の減弱を考慮すべき状態にはな かったとしている。

2 右のとおり、鑑定人は、鑑定に着手した時点までに提出された証拠を集めた本件公判記録を精査し、被告人の鑑定時における身体的所見を把握し、複数回にわたって被告人との面接や診察を重ねて、これらの資料を基本資料とした上、精神医学界で一般的に認知されている複数の診断基準を参考に、被告人の精神状態を鑑定しているのであって、その資料に不十分な点は認められず、その判断手法にも十分な合理性が認められる。

そして、鑑定人の、被告人に性格的に著しい内向性、非社会性、感情の冷淡さ及び適切な対人関係の形成能力の乏しさなど、分裂病質人格障害の中心的特徴があるとの判断には合理性があり、証人Qも被告人に右特徴があることを認めている。

3 ところで、鑑定人は、被告人の右特徴が精神分裂病の症状としてもみられ得るとした上、被告人の外務省あての奇妙な手紙の集中的な発信や、全く無計画な渡米等了解に苦しむ行動の存在を指摘し、動機が正常人の心理から十分に解明することはできないとする一方、主観的異常体験の存在は確認できないとしている。

他方、証人Qは、当公判廷において、本件当時被告人は誇大妄想にとらわれていたものであり、本件はそのような被告人が、単に無言電話に腹を立てたというにとどまらず、これを契機として妄想にとらわれた被告人独特の思考に基づき努力をしない日本人に対する殺意を抱いて犯行に及んだものであって、無言電話から犯行に至る被告人の精神状態は了解不能である旨供述している。 そこで、主観的異常体験の有無、外務省あての手紙の集中的発信、渡米等の一連の行動の意味づけ、さらに動機の了解可能性等について検討して、被告人が精神分裂病に罹患していたか否かについて判断することとする。

(一) 証人Qの供述内容

証人Qの当公判廷における供述によれば、同証人は、鑑定人作成の精神鑑定書、第七回及び第八回の各公判調書中の鑑定人の供述部分、T作成の被告人の精神衛生診断書、第二回ないし第四回及び第九回の各公判調書中の被告人の供述部分、被告人の検察官及び司法警察員に対する供述調書合計二三通、被告人が外務省に郵送した手紙一二通、被告人が犯行前に自室の扉に貼ったメモ紙片、U及びV女の司法警察員に対する各供述調書、W女に対する電話聴取の結果を記載した電話聴取報告書、勾留中作成された被告人作成の手紙一五通、被告人の小中学校の卒業アルバムの抜すい、第九回公判調書中の証人Xの供述部分を資料として、ICD一〇の診断基準及びDSMーIVの診断基準を参考として、被告人の精神状態を精神医学的に考察したことが認められる。

そして、証人Qは、被告人に感情的接触の異常、自閉性、感情の鈍麻、思考障害が疑われる症状があるという点、被告人が患性活をするために仕事をするという面で社会適応能力はよく保たれているという点は概ねそのとおりで能力と考えるが、他方、被告人には人間関係を広げるという面における社会適応能力のとし、次いで、被告人の異常体験などの主観的症状の有無については、被告人があるし、次いで、被告人の異常体験などの主観的症状の有無については、被告人があるし、次いで、被告人の異常体験などの主観的症状の有無については、被告人がないるというを見れているとともに、日本人に対する反感を生起させ、その後恋愛妄想が挫折して毎天想の手紙を発信した時期ころいたとを持つの表によれにより、発生しの間の論理的つながりがないことを特徴とするというなどともに、日本の大多数の人間を世界に向けて告発するというなどともに対する無関心さなど感情面の鈍麻が認められるとともに対する無関心さなど感情面の鈍麻が認められるとともに対する無関心さなど感情面の鈍麻が認められるととも病が進行を表している。

(二) 社会適応能力の制限の有無について

ところで、関係証拠によれば、被告人は、平成一一年四月から、C新聞a販売店に勤務して新聞配達に従事することとなったが、仕事に就いた後、約五日間で配達担当区域を覚え、約四か月余りの間ほとんど不配達等のミスをすることもなく働き、営業活動にも毎日出かけて新聞購読の継続契約を獲得するなどし、上

司からは仕事上平均的な評価を受けていたこと、被告人は、同僚と会話をしたり、一緒に行動することはごく稀であったが、同僚との対人関係や間借りをしていた従業員寮においても何ら問題行動は認められず、勤務していた期間中一度、同年八月に同僚と居酒屋で酒を飲む機会があったときには一緒に酒を飲み、また、同僚が居酒屋の女性従業員に一緒に飲むよう声をかけると、これに同調して同じように声をかけるなどしていたことが認められる。

右事実によれば、被告人は、犯行前、独立して職業に従事し、対人関係も一応形成しており、人間関係を広げるという面における社会適応能力が著しく制限されていたとは認められない。

(三) 恋愛妄想の有無について

関係証拠によれば、以下の事実が認められる。

すなわち、被告人は、Bに対し、高校入学後、好きな人がいると言っていたことがあり、高校を中退し、職を転々とし始めた後である平成六、七年ころにも、小学校の同級生であったW女という好きな女性がいるなどと言ったことがあった。同じころ、被告人は、同女あてに一方的な好意を綴った手紙を複数回送り、さらに、自宅へ電話をかけて同女と会わせて欲しいと言った上、同女宅を訪ねたことがあったが、応対した父親から、同女には被告人と交際する気がない旨はっきりと伝えられると、それ以上交際を求めることもなくその場を立ち去り、以後、同女に対して交際を求める行動をとることはなかった。

また、平成九年夏ころに、被告人は、Bに対しても、複数回手紙を発信しており、その内容は、自分は大統領だ、Bの彼女を暴行する、人も動物も皆社会的な権利を有する、手紙をd町に出回らせたなどというものであった。その後、右手紙を自分に対する嫌がらせであると考えていたBが、同人宅を訪ねてきた被告人に対し、手紙の件を怒ると、被告人は、即座に謝り、その後、Bにこれに類する手紙を一切出さなくなった。

手紙を一切出さなくなった。 ところで、鑑定人は、公判廷において、被告人の同女に対する右各行動は、思春期の青年によく見られる一方的な恋愛感情によるものであって、犯行時の精神状態を判断する要素として重要ではないと位置づけ、精神鑑定に当たって被告人と同女との関係を余り考慮しなかった旨述べている。

そこで、検討するに、前記認定の事実によれば、被告人は、同女に対し当初積極的に交際を求めたが、交際の申込みを断られた後は、それ以上同女への接近を図ったことはなかったのである。このような一連の経緯は、相手から愛されているとの妄想的錯覚であるところの恋愛妄想を有している者の行動としても、自然であるし、証人Qが、恋愛妄想を持つ者は、相手から冷たくあしらわれても自分に対する試練であり、なおも相手から好意を寄せられていると考えるという説明に対する試練であり、なおも相手から好意を寄せられていると考えるという説明に沿わない。また、本件において、被告人の殺意がW女と全く無関係で面離対象にに治力ない。また、本件において、被告人の殺意がW女と全く無関係で面離対象者となりやすく、その次に恋愛妄想の対象者の気を引くなどの理由で恋愛妄想の対象者と無関係の者が攻撃の対象として選ばれることもあるが、本件のように右のよ

うな理由も見受けられない、妄想対象者と全く無関係な者が攻撃の対象とされた事例を見聞したことはないと述べていることにも沿わない。

これらの被告人のW女に対する具体的行動や本件犯行の被害者らはいずれも恋愛妄想患者の攻撃の対象となりにくい者であることからすると、被告人が犯行前に恋愛妄想に陥っていたとは認められない。確かに、被告人の外務省あての手紙の中に同女についての記載はあるものの、そのことが被告人の恋愛妄想の存在を根拠づける資料であるとまではいえない。そうすると、恋愛妄想の存在が認められない以上、これを妄想発展させて犯行当時は誇大妄想を抱いていたとするQ証言は前提を異にするものであるし、被告人とW女との関係を重要視することなく精神鑑定を進めた鑑定人の手法に特段の問題は認められず、その鑑定意見の信用性が左右されるものではない。

(四) 滅裂思考の有無について

(1) 被告人が外務省にあてて発信した手紙の記載内容は、前記(三)で認定したとおりであって、被告人は、平成九年夏ころ、一見了解困難な内容の手紙を作成して、これを外務省にあてて集中的に発信し、また、Bに対しても、そのころ同種の内容の手紙を発信している事実が認められる。

そして、鑑定書では、外務省にあてた手紙の発信行為について、異常な行動であり、その心理的背景や動機などを解明することはできなかったとされている。

そうすると、被告人が発信したこれらの手紙は、表現が特異で個々の文章間の論理的連絡も不十分であって了解に困難を伴うものではあるが、その中には、少なくとも自分のように努力をしている者に対し、その努力に見合った対応や評価が無く、他方、努力をしない者が日本に大勢いることを主張する目的をもって書かれた手紙であると理解できるものが含まれているのであって、被告人のそれまでの境遇や当時の心情に照らせば、このように被告人が自己の置かれた境遇や社会一般に対する不満を何らかの形で訴えたいという感情を抱くことは理解し得るところであり、心理的背景や動機もそれなりに了解可能である。

以上によれば、外務省あての手紙の存在を根拠として、これらを書き送った当時の被告人が滅裂思考の状態にあったと認めることはできない。

もっとも、不満を訴える手段として、既に摘示した内容の手紙を多数作成して国家機関に送付するというやり方そのものは、やはり通常人の感覚に照らして了解し難いところがあり、その意味において、右手紙の存在は、これらを作

成した当時の被告人の精神状態に何らかの変化が生じていることを疑わせるものではある。

(2) さらに、犯行後に被告人が拘置所から知人のX等にあてて書き送った手紙一四通中には、弁護人が指摘するとおり、単に聖書に言及したと見受けられる手紙二通、「A教」との言葉を用いて、「A教」を作ったこと及び「A教」について説明する内容の手紙六通、右Xの知人にあてた同種あるいは右Xに対する自己を書きつづった手紙三通がある。殺人という重大事犯で裁判中の被告人が、自己とおもした教団を作ったなどという手紙を書き、発信することは、理解困難などろがあるが、その手紙の内容は、「教会員(A教の教会員です。)が集まる自己といわかりませんが、とりあえずつくりました。」と記載するなど、確たる自加まるがあるが、その手紙の内容は、「A教」としたいのか縷々説明し、後にこれを付加まるといない上、どのような「A教」としたいのか縷々説明し、後にこれを付加まるにないない。また、被告人は、公判廷において、「A教」の内容を尋ねられているなど、自己の氏名を付した宗教の存在を所与のものとして確信しているれているが表している。また、活したいことは特にない旨述が手紙の名宛人等信とないのであって、「A教」なるものの存在を主張する相手方が手紙の存在を高いて、これらの手紙を記載しているとすることには疑問を感じざるを得ず、誇大を表がわせる特徴に乏しいというべきである。したがって、これらの手紙を関地に、犯行後も、被告人に誇大妄想が認められ、あるいはこれが続いていると判断することはできない。

確かに、これらの手紙の中には、右Xを証人尋問することに対する不満を記載したもの、本件の精神鑑定書で被告人が人格障害と判断されていることに対する不満を記載したものもあるほか、被告人が弁護人にあてた平成一二年一〇月一九日付消印の手紙では、精神鑑定の早期終了を望む旨記載してあるなど、被告人が本件裁判に全く関心を示さないということはできないものの、早期の裁判終了を望む内容のものであり、また、被告人は、公判廷においても、受け答えが総じて冷淡であることなどからすれば、感情面での鈍麻が認められる。しかしながら、これまで幻覚、妄想、作為体験といった異常体験は認められないことに照らせば、感情面の鈍麻があることを理由に定型的な精神分裂病に罹患しているとすることはできない。

(五) 動機の了解可能性について

これまでに認定した被告人の両親失踪時から犯行時までの間の生育歴や生活状況をみれば、被告人は、それまで不自由のない生活を送り、進学校と言われていた高校に入学して大学進学を志し、将来事務系の仕事に就くことを希望していたにもかかわらず、一変して、高校を中退せざるを得なくなったばかりか、一でしたいう年齢で、自分で何とかしなければならないという恵まれない境遇に陥り、希望する事務系の仕事に就くことができず、体を使う仕事に従事せざるを得なかった上、周囲の状況に適応すべく、対人関係にも気を遣うなど、自分がりに努力と我慢を重ねて生活を維持し続けてきたことからすれば、被告人自身が努りに努力としてと感じるということは了解し得るところであり、また、被告人が自己に努力をしたと感じるということも自然な感情といえ、自分の努力が正当に評価されていないという感情を持つと同時に、明らかに努力をしていないと分かる若者を街で見かけて反発を感じることも不自然とはいえない。

し、本件犯行に結びついたものと理解することができるのであって、このような動機の形成過程に飛躍している点があるとはいえ、動機が了解不可能であるとはいえない。そうすると、かかる背景事情を捨象して、被告人の犯行動機を妄想の存在を介するのでなければ了解不能であるとすることはできない。

(六) 渡米というエピソードに対する評価について

関係証拠によれば、被告人は、平成九年二月二八日、愛知県内の工場に就職するため、面接を受けたが、その際、履歴書の志望の動機欄に、外国へ行くお金作りのためと記載して提出し、平成一〇年三月に旅券の発給を受け、雑誌で格安航空券を探して購入し、ほとんど所持金のないまま、同年六月二四日に日本を発って単身渡米し、ロサンゼルスの空港から長距離バスを利用し、サンフランシスコを経由してポートランドへ向かったものの、所持金を使い果たしたことから、同年七月六日ころ、同地で領事館に保護され(被告人は渡米後、旅券を引きちぎっていた。)、その後、領事館に紹介された教会関係者の依頼を受けた者の元でもとることになり、最初の一か月間は、他の者とコミュニケーションをとることが多くなり、ある程度に対して、次第に他の者とコミュニケーションをとることが多り、ある程度に対して、次第に他の者とコミュニケーションをとることが多り、ある程度に対して、大野に他の者とコミュニケーションをとることが多り、ある程度に対して、大野に他の者とコミュニケーションをとることが多り、ある程度に対して、大野に対し、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対し、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対し、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対して、大野に対し、大野に対して、大野に対し、大野に対し、大野に対して、大野に対し、大野に対し、大野に対し、大野に対し、大野に対し、大野に対し、大野に対して、大野に対し、大野に対いが、大野に対し、大野に対し、大野に対し、大野に対し、大野に対いが、大野に対し、大野に対し、大野に対し、大野

(七) 以上の検討及び本件証拠によれば、被告人に主観的異常体験を認めることはできず、これが確認できないとした鑑定人の判断は首肯できるものであり、また、外務省あてに集中的に発信した手紙の存在がこれらを作成した当時の被告人の精神状態の変化を疑わせる資料となりうること、渡米について被告人の思考過程に飛躍した側面がありその一連の行動に衝動性があることは否定できないことに飛躍した側面がありその一連の行動に衝動性があることは否定できないことに飛躍している点があると認めざるを得ないことに照らすと、鑑定人が、被告人が定型的な精神分裂病であると診断できないものの、精神分裂病の初期症状としての精神面の変なけがあったとの疑いを完全に払拭することはできないとし、今後の経過観察を経ないは、被告人が精神分裂病の辺縁群の疾患に罹患している可能性を否定もないは、被告人が精神分裂病の辺縁群の疾患に罹患している可能性を否定もないし確言もできないとした診断は首肯できるものである。これに反し、鑑定人と異なった証人Qの意見は採用できない。

4 これまでの検討に照らすと、鑑定人による精神鑑定における被告人に対する精神医学的診断は首肯できるところであり、右診断を前提として、被告人の責任能力について検討することとする。そして、被告人が精神病質人格障害であれば、完全責任能力が認められるところであるが、被告人が定型的な精神分裂病圏の病気に罹患していたとは認められないものの、精神分裂病の辺縁群である疾患(分裂病型障害、単純型分裂病等)に罹患していた可能性について否定できない以上、被告人の責任能力の判断に当たっては、疑わしきは被告人の利益にという原則に従い、被告人が精神分裂病の辺縁群の疾患に罹患していたことを前提とすることとなる。そこで、被告人の犯行時の病状のほか、犯行前の生活状況、犯行の動機、態

そこで、被告人の犯行時の病状のほか、犯行前の生活状況、犯行の動機、態 様及び犯行前後の言動等を総合して、本件各犯行時における被告人の責任能力につ いて判断する。

まず、被告人は、前記認定のとおり、犯行前仕事に従事し、周囲の人間との対人関係も一応形成しており、本件犯行の動機も了解不可能とはいえない。

次いで、関係証拠によれば、本件の準備状況、犯行状況及び犯行直後の状況 については、判示犯行に至る経緯及び犯罪事実に加えて、以下の事実が認められ

右認定事実によれば、被告人は、犯行を思い立ったその日に、凶器となる包丁及び玄能を購入し、しかも、これらを購入する際には、店の者に犯罪に使う意図を悟らせないことを考えて、凶器の他にまな板やドライバーを購入した上、まな板及びドライバーは、犯行遂行に当たり不要な品であることから、その日のうちに廃棄しているのであって、犯行を決意してからその遂行へ向けた準備を合目的的に行っている。また、c通りは、被告人が時折行っていた場所であり、日中人通りが多くて無差別殺人に適するという記述を提供する。

また、被告人は、このように犯行を決意したその日のうちに凶器を準備し、犯行場所として。通りへ出かけているにもかかわらず、実際には、数度犯行に及ばなかった。この点、被告人は、検察官及び司法警察員に対しては、な変官及び司法警察員に対しては、たるとのほか、兄や親族のことを考えて犯行に及ぶ踏ん切りなかっただけであるととのほか、兄や親族のことをでは、変れていたので犯行に及ばなかっただけであると供述していたが、公判廷では、変異自のみで犯行に及ばなかっただけであるととしている。しかしながらい、従業員育からも地まで犯行に及ばなかっただけであるとしているのであって、逮捕の一四日に犯行に及ばなかの問えとおするに、犯行の際に何を考えていたのからを答え、犯行に及びのがよとおり、親戚に迷惑をかけるに、犯行をととおうなるからに、犯行をととおり、親戚に迷惑をがけるに、犯行を決したとおり、我を表したと答えてなかったと答えているとをも考慮すれば、本件犯行を決意間におけるに、とも考えてなかったと答えているとおり、本件犯行を決意間といると考えてなかったと答えているととをも考慮すれば、本件犯行を決意階とによりも考えてなかったと答えているととをも考慮すれば、本件犯行を決意とは、とも対していることをも考えてなかったと答えていることをも表してなるとといることをも表していることができる。

そして、被告人は、犯行を遂行するに当たり、D社b店前の歩道上で、まず 目にとまった若い男女の二人連れに狙いを付けて追い掛け、逃げられると、その直 後に、偶々目にとまったという理由から、全く面識のないG女に狙いを付けて殺害 し、続いて、側にいたHに対し、殺害しようとして傷害を負わせ、その後、付近害 いた男性を追いかけてc通りをe五差路方向へ進み、その途中で認めたI女を殺害 し、その後も、次々と包丁と玄能を使って通行人に暴行、傷害を加えていき、その し、その先端が欠けていることに気付くや、犯行遂行に役立たないと考えてず さまこれを投棄するなど、その犯行態様は、b地のc通りで、自分から見れば努り しない人間である通行人らを包丁と玄能を使って無差別に攻撃するという当初の目 的に沿い、冷静な一面も認められる合理的なものである。また、被告人は、前述の とおり、自分が追跡されていることを認識し、また、取り押さえられた後に追跡者や警察官からの問いにもきちんと答えており、周囲の状況を適切に認識し、状況に応じた行動をとっていたものであり、犯行状況に関する記憶も正確に保持されている。

以上からすると、被告人の犯行時の病状は精神分裂病の辺縁群の疾患であり、被告人は本件犯行前、それなりに社会生活を営んでおり、また、本件の動機も了解不可能とはいえず、さらに、被告人は、当初の目的に沿って凶器の準備をし、目的どおりに犯行を遂行し、それでも犯行前の数日間は犯行を躊躇するなど理解可能な心理状態を示していた上、犯行直後の被告人の行動も周囲の状況を適切に把握し、状況に応じた行動をとっていることなどを総合すれば、本件各犯行当時、被告人は是非弁別能力及び行動制御能力が喪失していなかったことはもとより、著しく減退した状態にもなかったと認められるので、完全責任能力を認定した。

よって、弁護人の主張は、採用しない。

【量刑の理由】

本件は、被告人が、日中、繁華街において、通行人を無差別に殺害することを企て、二名を包丁で突き刺して殺害し、一名を玄能で殴打するなどして重傷を負わせたが未遂にとどまった事案のほか、五名に対する傷害と二名に対する暴行等の事案である。

被告人は、判示の経緯で犯行現場に到着し、目の前を歩いている通行人を殺害したうと決意して凶器を手にしてからは、最初に目にした若い男女を追いかけ、移同したが逃げると、次に目にとまったG女の殺害を決めてすぐさらに側にいたHを殺害を対して同女の左側胸部を一回突き刺し、同女が倒れるや、さらに側にいたHを殺害することとし、玄能で二回その頭部を殴打するなどし、がらずるとこれを追してが近出し、が騒然とするとこれを追いて付近の人々が逃げ出し、が騒然とするとこれを追いても近点といる男性に日を付け、その男性が逃走し始めるとこれを追い、気体をして歩道上にいる男性に日を付け、そ認めるや殺害の対象を同女に変か、気体を回転とその途中、対向して歩いるととでの当までの背後からたとで表して、隣を歩いて一回空も止まることなく、周囲の路上からに通りの西端に至るなどしながら小走りまけていったものあった人に対し、包丁で切り付けるなどしながら小走りまけているものであり、していまり、質な犯行であり、襲われた者や周囲の人々の驚愕と恐怖は量りれず、社会に与えた衝撃や不安も大きいものがある。

殺人の各被害者に対する実行行為は、それぞれ一回にとどまるが、いずれも刃体の長さ約一四・四センチメートルの包丁を用いて、身体の枢要部である胸部又は腰部を突き刺し、創洞の深さが約一六センチメートルに及ぶ傷をそれぞれ負わせており、包丁の刃体がすべて身体に刺入するほど強力な攻撃を加えている。また、殺人未遂の被害者に対しては、頭部を玄能で二回殴打した上、同人が頭をかばおうと手で頭部を覆っても、その上からさらに包丁で数回切り付け、同人がうずくまるまで攻撃し続けたのであって、殺人及び同未遂のいずれも強固な殺意に基づく、凶悪な犯行である。そして、被告人は、犯行を思い立ってから、日中人通りの多い場所であることを知っていた。通りを犯行場所と決め、凶器を買い求めるなど、犯行の実現に向けて準備をし、本件まで四日間程、犯行をためらいつつも犯意を維持し続け、結局、当初意図したとおりの犯行を決行しているのである。

い。しかしながら、被告人は、さらに自らの不満等を世の中に訴え、これを認めさせる手段として、努力しない人間は殺しても構わないという歪んだ考えから、全く関係のない人々の命を奪うことを考え、これを実行したのであって、そこにはもはや被告人の不遇な境遇が背景にあることを考慮しても、到底人として許されない自己中心的かつ冷酷な発想があるといわざるを得ず、動機に酌むべき事情は認められない。

被害者らはいずれも善良な市民であり、偶々本件犯行場所を通りかかったに過ぎず、このような凶行に遭わなければならない理由は皆無であるにもかかわらず、命を奪われ、負傷するなどしたものであって、一連の犯行により、殺人による死者二名、同未遂による重傷者一名のほか、傷害、暴行による被害者七名という惨事となったのであって、その結果は重大かつ深刻である。

また、I 女は、被告人に包丁で刺されてから自力でその場を離れ、近くのパチンコ店内に逃げ込んだものの、力尽きて倒れ、その後病院へ搬送されたが、犯行の約五時間後に死亡するに至ったものである。同女は、短大を卒業後、真面目に稼働する傍ら趣味にいそしむなど充実した生活を送る中で、夫と知り合い、交際を深めて結婚し、当初結婚に反対していた父親からも近時に至ってようやくその理解を得られ、同女の家族と夫との親交も深まり、これからのより幸せな人生に希望を抱き始めた矢先に、理由も分からないまま突如として被告人の凶行に遭い、病院に搬送されるまでの間、瀕死の状態で苦痛に耐えつつ意識を保ち続け、その間、死の恐怖に直面し、様々な思いを遂げられない無念な気持ちを抱きながら二九歳の若さで息途絶えたもので、その心情は正に忍びないというほかない。

さらに、本件における殺人未遂の被害者や殺人の被害者の遺族の処罰感情は事件当初からいずれも峻烈であり、全く理由もなく一家の中心となっていた母を失い、父にも重傷を負わされたG女・H夫妻の子や、突如として幸せな結婚生活を破壊されたI女の夫と、娘の人生を踏みにじられた同女の両親は、いずれも未だ癒されることなく、今後も容易に消えることのない深い悲しみと被告人に対する怒りの心境を述べ、極刑を求めているのであって、その心情には誠に無理からぬものがあるといわざるを得ない。

被告人は、犯行から約二〇か月余りを経た後に、H及びI女の夫にあて、事件について反省している旨記載した手紙とともにそれぞれ現金八万四〇〇〇円余りを送付するまで、慰藉の措置をとることなく過ごしてきたのであり、被告人の兄が親戚と相談の上慰藉のために五〇万円を集めたことがうかがわれることを考慮しても、今後、遺族らに対する十分な慰藉の措置は期待できない状況にある。

今後、遺族らに対する十分な慰藉の措置は期待できない状況にある。 また、被告人は、本件後公判廷に至るまで事実を認めた上で、反省しているという言葉を繰り返し述べてはいるものの、自らの犯行や、被害者及びその遺族らに与えた苦痛や悲しみと真摯に向き合おうとする態度はうかがわれないのであって、本件を心から悔悟する姿勢を示しているとは言い難い。

以上のとおり、通り魔的に無差別に人の命を奪い、傷つけるなどしたという本件 犯行の危険性や態様の悪質さ、自己中心的かつ冷酷な動機に酌量すべき点がないこと、生じた結果の重大性、遺族らの処罰感情及び社会的影響に照らすと、被告人の 刑事責任は誠に重大であり、他方で、本件が綿密な準備を重ねた計画性の高い犯行であるとまでは認められないこと、犯行当時、被告人は分裂病質人格障害の状態とあったか、あるいは精神分裂病の辺縁群の疾患に罹患していたであることを強力であるとれた方の遺して事実を認め、捜査とれた方の前門とれた方の意とと述べても、できれば亡くなった方の前記のとと述べてもいたがらの悔悟に対していたのでの言葉を進持するといれたがも、既に判め、とはいるの、反省でで生計を力と、既に判め、とれると、できればにいるのの、反省でで生計をの地では、の職場で真面とは、であってと、のの職場でするために関題が等がである。とはいるです。また、一二月になるであるとはいるでは、一二月になるであり、を見り、である取り、であり、である取り、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、被告人をにおけるない、を表に、を表にはいると、を表に、を表にない、を表にない、を表に、ないまのの見が関重に行われなければない。とも、を表に、と、を表に、と、を表に、といるのの見が関重に行われなければない。とも、を表に、といるのの見が関重に行われなければない、とも人に対してを用いる。とがやむを得ないものと判断して、主文の量刑をした。

(求刑 死刑、玄能及び包丁の没収)

(平成一四年一月一八日宣告)

平成一四年二月二〇日

東京地方裁判所刑事第一部

 裁判長裁判官
 大
 野
 市
 太
 郎

 裁判官
 石
 田
 寿
 一